



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

— 全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践 —

**社会的に孤立する若者へのアプローチと
ネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における
全国トップレベルの実績は若年無業問題の
社会的な改善をもたらしている！**

～社会的な変化(結果)から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～



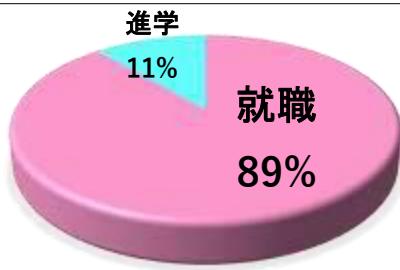
若年無業者数減少率NO.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

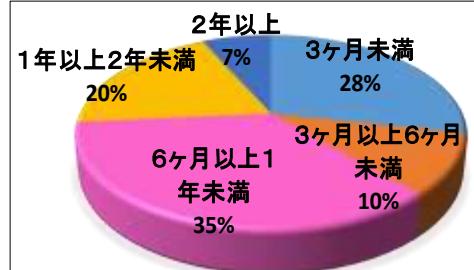
佐賀県におけるサポステの進路決定者数の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
進路決定者	27	130	256	256	314	396	334	460	414	306	159	3052

【H28年度の進路決定内訳】



【H28年度進路決定までの期間】



全国のサポステとの比較

アウトリーチの有効性は明らか！

アウトリーチ対象者が全体4～5割！

- 22年度(10月～4月)進路決定者数全国1位(6か月後)**
- 23年度(4月～10月)進路決定者数全国2位(当該月)**
- 24年度(4月～1月)進路決定者数全国2位(当該月)**
- 25年度(4月～3月)進路決定者数全国2位(当該月)**
- 26年度(4月～3月)進路決定者数全国3位(当該月)**
- 27年度(4月～3月)進路決定者数全国2位(当該月)**
- 28年度(4月～9月)進路決定者数全国69位(?) (当該月)**

※26年度から実施された事業スキームの大幅な変更是アウトリーチを用い重篤ケースを支援し実績をあげてきた佐賀県に年々深刻な影響を及ぼしている。

【佐賀県における若年無業者数】

H19年4900名(2.5%) ⇒ H24年3400名(2.0%)

※1500名の減少(総務省:就業構造基本調査)

全国で高止まりする中で佐賀県は社会的な結果を残している：若年無業者が減少(改善率は全国2位)

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**S.S.F.は行革以降の5事業年度のみで
全国2,017カ所からの講師派遣及び
視察受入依頼に応える公益重視の活動を展開**

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルの一つに位置づけられている！～
※H29年度は過去最高を更新し全国520か所からの視察・研修講師派遣依頼に応じている！



全国トップレベルの実績を有するS.S.F.のアウトリーチノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県」「佐賀市」がリードする自治体とS.S.F.との協働による自立支援～

徹底した公益重視の運営：行革以降の直近5カ年で全国各地2,017か所を超える視察受入及び講師派遣要請に応じている！

【視察受入】

横浜市議会常任委員会
内閣府政策統括官付参考事務
厚生労働省総務課
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
大坂府豊中市健康福祉部福祉事務所
新潟県議会
福岡県遠賀郡岡垣町教育委員会
特定非営利活動法人コスター
埼玉県川越市議員
兵庫県西脇市議会議員
公益財団法人人気分県総合雇用推進協会
特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
和歌山県
株式会社第三文明社
熊本県ひきもり支援センター「りんく」
NPO法人抱撲
仙台市南部発達相談支援センター
滋賀県立精神保健福祉センター
社会福祉法人クリーンコード
神奈川県議会議員
札幌市議会議員
大分県農林水産課
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
厚生労働省政策統括官付政策評議官室
鹿児島県いきき串木野市福祉事務所
福岡県田川市
滋賀県労働センター事業団
鹿児島県日置市
沖縄県労働者福祉基金協会
長崎県社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
佐賀県議会
熊本県合志市
福岡県社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会
宮崎県宮崎市自立相談支援センター
島根県益田市教育委員会
東京都葛飾区議会
山口県下関市社会福祉協議会
沖縄県名護市役所
神戸光有企アメニティホーム夢野
首都東京大学
慶應大学、佐賀大学
大分大学、九州大学
福岡県久留米市
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
埼玉県社会福祉協議会
栃木県若年者支援機構
厚生労働省キヤリア形成支援課
熊本県社会福祉法人菊愛会
東京都杉並区議会議員

北海道石狩市議会議員
長崎県佐世保市保健福祉部生活福祉課
ピアサポートネットしづや
釧路市立生涯学習相談センター
福岡県糸島市役所
NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク
名古屋市子ども・若者総合相談センター
公明新聞開新
熊本県玉名市
島根県古賀町教育委員会
東京町田市議会
岡垣町青少年健全育成町民会議
鹿児島県いきき串木野市
福岡県議会議員
東京都調布市
霧島・大隅若者サポートステーション
千葉市議会
NPO法人み・らいず
特定非営利活動法人ライフサポートはある
読売新聞、朝日新聞、佐賀新聞
福岡県社会推進部青少年課
長崎県保健福祉部こども政策局こども未来課
長崎県島原市教育委員会
熊本県菊池郡菊陽町
NPO法人力り場
みすば情報総研株式会社
市民ネットワーク北海道
三重県鈴鹿市議会
奈良県
佐賀市議会
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
山口県平生町社会福祉協議会
グループホーム＆デイサービスもみの木
日本ブランドレジング協会
福井大学大学院
特定非営利活動法人ワークリンク
長崎市議会、長崎市生活福祉課
OECD
北海道北広島市議会
厚生労働省政策統括官付政策評議官室
愛知県名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター
沖縄県うるま市
鳴門教育大学
明治大学社会学部社会福祉学科
社会福祉法人全国社会福祉協議会、地域福祉部
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
京都都自立労働サポートセンター
※他多数につき割愛

【講師派遣】

【東京都】日本臨床心理士会定期研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【大阪府豊中市】雇用労働主催若者の就労相談支援研修
【福岡県小倉市】日本精神衛生学会シンポジウム
【東京都霞ヶ関】厚生労働省自立相談支援事業主主任相談員研修
【神奈川県横浜市】就労準備支援事業担当者養成研修会
【大阪府堺市】堺市子ども・若者総合相談センター職員研修
【福岡県】第33回中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会
【沖縄県沖縄市】沖縄県生活困窮者自立支援制度人材養成研修
【東京都】都道府県・政令指定都市ひきもり対策推進事業
【福岡県福岡市】恩春訪問相談員養成講座
【熊本県】ひきもり訪問相談ボランティア養成研修
【京都府京都市】伴走型支援員1級認定講座
【東京都】衆議院議員会議員委員会政策勉強会
【滋賀県】滋賀県民会議、精神保健福祉センター主催研修
【宮崎県日向市】日向市社会福祉協議会地域でつくる子ども・若者支援
【奈良県吉野郡】奈良子若者ネットワーク主催研修＆シンポジウム
【和歌山県田辺市】ひきもり相談支援セミナー研修会
【東京都】東京大学主催GCL TechTalk BBB
【岡山県】おかげさまで自立支援フォーラム
【福岡県】全国ひきもり親の会福岡大会
【北海道札幌市】HIIはなます主催ひきもり学習会
【奈良県天理市】ユースアドバイザー養成研修
【東京都】日本産業精神保健学会
【高知県】訪問支援基礎講座
【佐賀市】九州フック兒童相談所長会、児童福祉司研究協議会
【山口県府谷市】ひきもりを考えるフォーラム
【宮城県仙台市】伴走型支援員認定講座
【東京都】平成26年度内閣府アドバイザーリサーチ研修
【徳島県】徳島県ひきもりナビボランティア養成研修
【兵庫県】生活困窮者自立支援全國研究交流大会
【鳥取県】鳥取市田舎ユースアドバイザー養成講習会
【島根県益田市】困難を抱える子ども・若者支援事業定例研修会
【愛知県一宮市】子ども・若者支援ネットワーク推進タウンミーティング
【大阪府茨木市】ユースアドバイザー養成講習会
【福岡県】全国若者支援ネットワーク機構主催フォーラム
【長野県】平成27年度人材養成講習会
【広島県三原市】STOP自殺若者の社会参加が地域を元気にする研修会
【栃木県】県子ども・若者ひきもり総合相談センター研修
【秋田県】県精神保健福祉研究会
※他多数につき割愛

**OECD(経済協力開発機構)の
全国3か所の視察対象にも！**

【公的委員】

【公的委員等】※平成27年11月1日現在
○子ども・若者育成支援推進点検・評価会議構成員（内閣府）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業從事者養成研修企画部会員（厚生労働省）
○佐賀県職能能力開発審議会委員（佐賀県農林水産商工本部雇用労働課）
○佐賀県子ども・若者支援地域協議会委員（佐賀県こども未来課）
○佐賀県青少年育成民間会議のり方検討委員会委員（県民会議）
○佐賀県社会教育委員会（佐賀県教育委員会）
○佐賀市社会教育委員会（佐賀市教育委員会）
○佐賀市福祉・労働支授運営協議会委員（佐賀市労働局）
○佐賀市地域福祉計画策定推進委員会（佐賀市）
○佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会（佐賀市社会福祉協議会）
○「生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業委員会（厚生労働省）
○困窮状態にある子ども・未成年に対する学習支援および総合的伴走型支援に関する検討会
○研究事業委員会（厚生労働省）
○佐賀市立教育委員会主催「7時の集い」
（島根県）島根県連絡協議会
（東京都）日本臨床心理士会研修会
（長崎県）五島市五島サポートステーション3周年記念講演
（佐賀市）佐賀県次世代育成支援策對策地域協議会
（東京都）内閣府アドバイザーリサーチ研修後期
（大阪府箕面市）あっこスクールアドバイザーリサーチ研修
（愛知県）養成講習会・分科会
（東京都）全国青少年相談研究集会シンポジウム
（東京都）日本全国青少年相談研究会
（茨木市）子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成のための研修
（北九州市）NPO法人抱僕主催厚生労働省社会福祉推進事業
（熊本県）子ども・若者の「生きる力」を育む研究会
（東京都）生活困窮者自立支援制度從事者養成研修
（島根県大田市）ユースアドバイザー養成講習会
（沖縄県那霸市）沖縄大學地域研究所カレント講座
（福岡県春日市）福岡県社会福祉士会地域社会・多文化委員会
（東京都）NPO法人エノハーネント主催研修
（宮崎県宮崎市）私立学校人権啓発地区研修会
（東京都）開東地区スクールソーシャルワーカー連合研修会
（奈良県吉野郡）奈良子若者支援ネットワーク主催研修＆シンポジウム
（愛媛県）子ども・若者自立・支援フォーラム
（東京都）慶應義塾大学医学部経済学部学生生活保障の再構築講座
他多数

※下記実績は、H25～28年度4年間のみ（暫定値）

直近5年で全国1,068か所から2,736名の視察・研修の受け入れ

講師派遣を中心に全国949か所62,974名を対象に研修・講演を実施

厚生労働省、内閣府等政府系の審議会や各種委員会へ複数の委員輩出



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

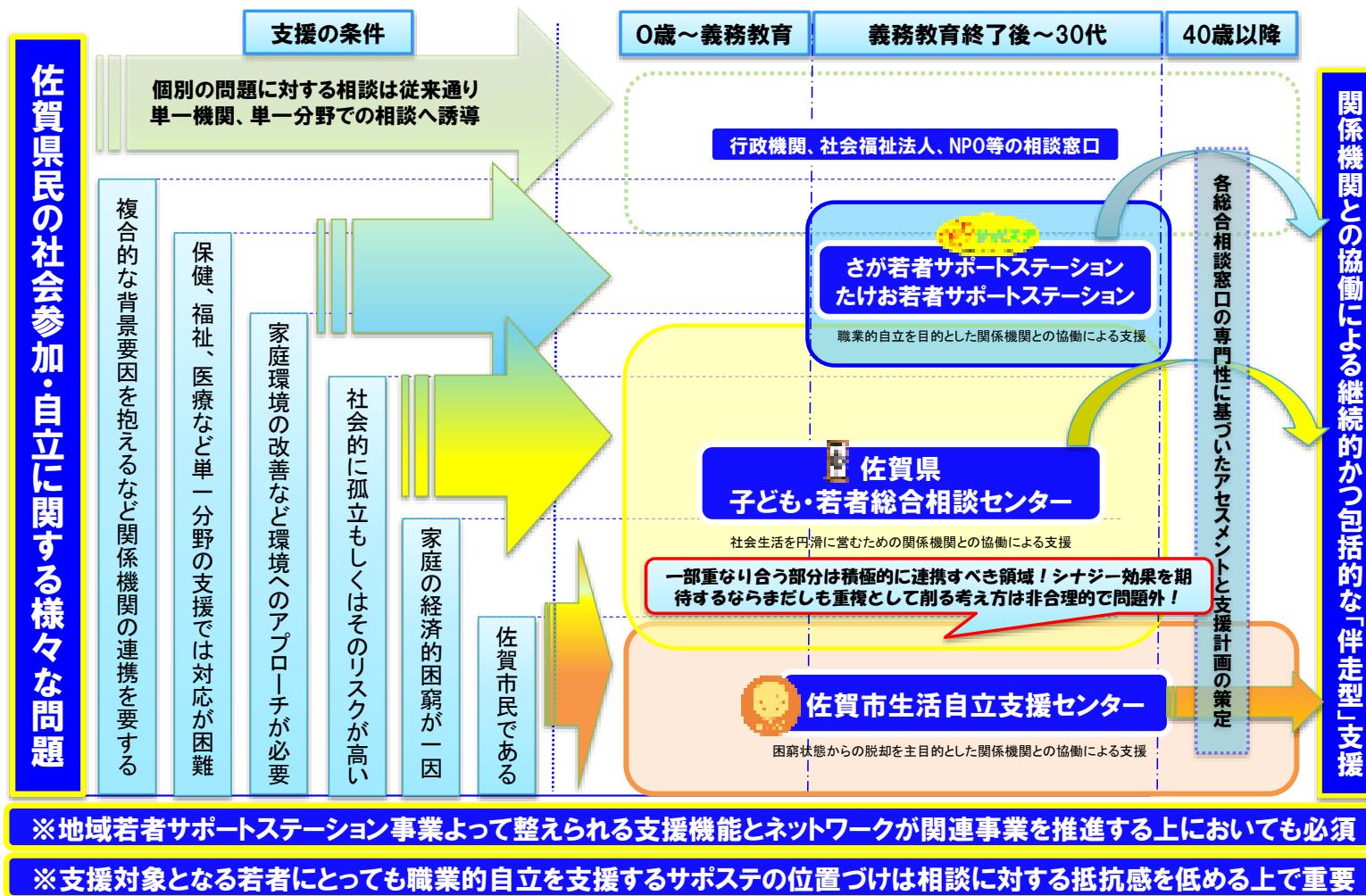
佐賀県の取組に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

**子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた
H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に
発生した副作用を払拭するには現場からの発信と
地方自治体における対策が不可欠**

～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～

支援対象者の状態(所属する環境等を含む)によって適切に役割分担を行い、かつ、支援段階に応じて積極的な連携を図ることで各相談窓口の効果性を最大限高めることができる

平成25年度行政改革推進会議秋のレビューが出る前までの支援の条件と各相談窓口との関係



地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援制度、ひきこもり地域支援センター等
重複排除の運用ルールによって本県では結果的に対応できないケースが増加するリスクが生じている！
受付段階の形式主義的手続によって制度の狭間に陥る「ひきこもり」等の当事者 60



行政改革推進会議「秋のレビュー」

若者就職支援に関する事業

(地域若者サポートステーション関連事業)

とりまとめ

「若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)」

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言い難い。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言い難く、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。

「秋のレビュー」を受けてサポステ事業の予算は大幅に削減された上に若者支援5原則に反する制約が課せられている

①予算の急激かつ大幅に削減

サポステ1か所当たり9,187,000円～16,967,000円(前年度の事業費の約23%～55%)が減額された。運営団体によっては職員を解雇せざるを得ず支援員が半分以下になった所や支援事業自体から撤退する動きも出てきている。

②相談の入り口段階からの区分け(「縦割り」への逆行)

重複の排除という観点から、ひきこもりは「ひきこもり地域支援センター」、経済的問題は「生活困窮者自立支援法に係る窓口」とされ、入り口段階で厳格に区分けするように要求されている。当該窓口がない地域も多く支援が受けられない若者が出ている。

③中退リスクが高い生徒であっても在校生は支援の対象外

「学校連携推進事業は学校の本来機能を侵害する」という評価者の指摘でたとえ学校側がSOSを出した完全不登校生徒等であっても在学生は支援してはならないとされニートの状態に至る前、社会的孤立に至る前の未然防止の支援が困難な状態に。

④自宅等へのアウトリーチの実質上の禁止

利用者の就労意識を表現するレベルデータが評価に用いられたため、その状態像に対する誤解が生じ、対人面、メンタル面、環境面等の複合的な問題を抱える利用者に対しては困窮者支援等の枠組で対応するように求められ、ニーズも高く効果も実証されているサポステでの自宅へのアウトリーチが実行できない状況に。

予算を大幅に削られた上に工夫の余地を奪う制限がかけられた状態では本来の相談ニーズに応えられない



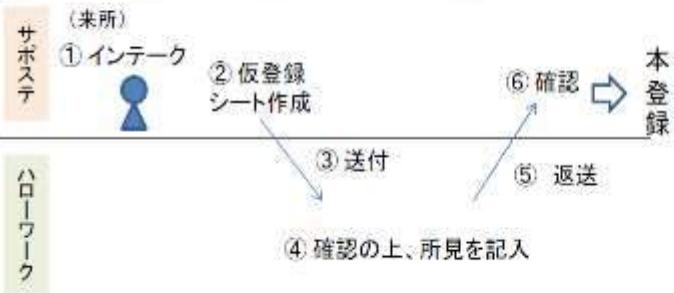
当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！窓口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めるサポステに義務化された「仮登録制度」

サポステ仮登録時の連携(H27連携通知)

a. サポステに支援対象候補者が来所した場合(通常のケース)



☆留意点

- ・②インタークの情報をもとに、仮登録シートの必要事項(シート表面及び裏面【1】)を記入。
- ・④仮登録シートを受け取ったハローワークは、内容を確認し、シート裏面【1】のハローワーク記載欄に意見を記入。必要に応じ、サポステに問い合わせること。
- ・⑥返送された仮登録シートを確認し、裏面【3】に最終結果を記入。
※ハローワークから意見が付されていた場合は要確認。

ア) サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化

イ) 申請者(若者)自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け

ウ) 「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明

エ) 仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録

【仮登録シート】

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

- 「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
- 「別の窓口からサポステに行った方が良いと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
- 「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
- 「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
- 「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
- 「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
- 「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきやいけないの？」
- 「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に回されるのか？」
- 「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
- 「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

※参議院厚生労働委員会、人材開発統括官付参事官等の尽力でH30年度から廃止に！

「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが…
支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！

合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！



当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】

支援対象者の自己決定権等を尊重するため、事業評価・適正化のために同意書名は重要な手続でもあるが、「誰にも知られたくない」という気持ちや当事者の心理的特性等にも徹底的な配慮が必要！

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患(50%)、発達障害(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

※厚労省側から2号要件等で自治体に裁量が与えられていることに留意！

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が一部自治体によっては課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルールの改善

～「現場で縦割り、形式主義を突破！」当事者にとっての利便性を追求した佐賀県における「一括同意方式」～

複合的な困難を抱える世帯の場合、近年、煩雑化の傾向が顕著な申請方法では、各相談支援事業の利用申込の段階で数十枚の手続書類が必要になる場合も！

国、県、市、関係各課の協力を得て実現した「一括同意方式」による相談者にとっての利便性の向上】

S.S.F.が社会参加・自立に向けて必要な関連事業を受託・集約することで可能となった一括での申し込み！

本相談窓口をご利用頂くに当たってのお願い

本相談窓口は、ワットップ型の相談サービスを提供するため、行政からの委託事業を集約する形で運営されています。本書面にてご説明させて頂く各相談支援事業の内容について理解頂き、受託、運営団体である「特定非営利活動法人NPOスチューント・サポート・フェイス（以下、「S.S.F.」と略記。）」より、ご提案させて頂く支援プランご承諾頂ける場合は、下記様式にて、お申込み下さい。

本申込書は、各相談支援事業である必要となる手続書類と皆様からお預かりする個人情報の取り扱いに関する同意書を兼ねています。別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」を基にS.S.F.よりご説明させて頂く各事業における運用方針についてご了解頂いた場合にはご署名下さい。なお、支援プランの変更については相談員が承りますのでお申し付けください。

相談支援サービス申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、本書面「事業内容一覧」に記載する事業内容についての説明を受け、S.S.F.より提案された支援プランについて同意します。その際、各事業において必要となる利用申込書及び同意書については、本書面にて代替一括で申込みを行います。また、別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」について、説明を受けた上で、連携が必要となる関係機関（者）との情報共有に関して同意します。

来談者名 (ご署名)	フリガナ	利用申込日	年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
相談者	氏名	未談者との 関係	<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> ご家族 (統病) <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先			
住所	〒 -		
連絡先	固定電話	E-mail	パソコン 携帯電話
緊急連絡先	氏名	相談者との 関係	<input type="checkbox"/> ご家族 (統病) <input type="checkbox"/> その他 ()
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的にご記入下さい。			

※厚生労働省 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)及び
社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長の英断によって実現！

事業内容一覧

① 佐賀県子ども・若者総合相談センター事業 (委託者: 佐賀県男女共同参画・こども局など・未来園)
平成22年4月に実行された「子ども・若者育成支援規程(※)」に基づき実施して、佐賀県が開設している会員登録制度の窓口で、会員登録を円滑に進むよう支援するため、各事業者とも、若者やその家族に対する相談的な支援を行います。S.S.F.は当該セクターの委託を受ける他、「指定実施機関(※法第22条)」として実施する事業です。

② 佐賀市生活困窮者自立支援室長の窓口 (委託者: 佐賀市)

佐賀市は生活困立支援センターにて相談を受ける力のうえ、直ちに就職が困難な方に関しては、6ヶ月から1年間の、プログラムに沿って、一段脱出を目指すため、就職活動のための相談や就職活動のための相談を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については、実施する方の希望により、場合別に利用申込書にて算出ができます。

③ 生活困窮者専用準備支援事業 (委託者: 佐賀市)

佐賀市は生活困立支援センターにて相談を受ける力のうえ、直ちに就職が困難な方に関しては、6ヶ月から1年間の、プログラムに沿って、一段脱出を目指すため、就職活動のための相談や就職活動のための相談を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については、実施する方の希望により、場合別に利用申込書にて算出ができます。

④ 生活困窮者家庭支援室長の窓口 (委託者: 佐賀県健康福祉部社会福祉課)

佐賀県は生活困立支援センターにて相談を受ける力のうえ、直ちに就職が困難な方に関しては、6ヶ月から1年間の、プログラムに沿って、一段脱出を目指すため、就職活動のための相談や就職活動のための相談を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については、実施する方の希望により、場合別に利用申込書にて算出ができます。

⑤ 佐賀市青少年センターナースト・若者相談支援室長の窓口 (委託者: 佐賀市)

佐賀市は青少年センターナーストにて相談を受ける力のうえ、直ちに就職が困難な方に関しては、6ヶ月から1年間の、プログラムに沿って、一段脱出を目指すため、就職活動のための相談や就職活動のための相談を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については、実施する方の希望により、場合別に利用申込書にて算出ができます。

⑥ 佐賀市社会福祉センター・相談室 (委託者: 佐賀市)

佐賀市は社会福祉センターにて相談を受ける力のうえ、直ちに就職が困難な方に関しては、6ヶ月から1年間の、プログラムに沿って、一段脱出を目指すため、就職活動のための相談や就職活動のための相談を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については、実施する方の希望により、場合別に利用申込書にて算出ができます。

⑦ 地域連携サポーターステーション事業 (委託者: 佐賀市)

地域連携サポーターステーションでは、働くことの悩みを抱いている15歳～39歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる相談の相談、コミュニケーションセミナーなどによる情報交換などを目的に、毎月1回の定期開催や、年次で一度の特別開催を実施する事務所単位の、ひとり暮らしに適した内閣第一次防災会議として年齢の高い方の職場や会場へ向けて、アドバイザー等による相談をお受けします。支援コーディネーターを中心とした地域におけるタブロイド紙の発行などとの連携を実施しています。

⑧ 地域連携サポーターステーション事業 (委託者: 佐賀市)

佐賀市はサポーターステーションの運営による子ども・若者の相談を受ける力のうえ、直ちに就職が困難な方に関しては、6ヶ月から1年間の、プログラムに沿って、一段脱出を目指すため、就職活動のための相談や就職活動のための相談を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については、実施する方の希望により、場合別に利用申込書にて算出ができます。

⑨ 地域連携サポーターステーション事業 (委託者: 佐賀県健康福祉部社会福祉課)

地域連携サポーターステーション事業のキーマンに併せて新設された佐賀県独自の相談室で、サポステへの軸連携やハローワークへの申請手続きができない若者や就労支援並びに就労に向けた相談が必要な若者等、現行のサポステの運用ルールでは支援対象となるない者にて、アドバイザー等による相談を実施します。佐賀市が文部科学省による奨励金を受けています。

⑩ 問診票による学校保健指導事業 (委託者: 佐賀県教育庁保健学教育部)

一般の保健指導と並んで、心の保健指導、実験室であります。各若者サポートセンターにて、「かけあわせサポーターステーション」において、心理面でのサポート、心の保健指導等の実験室を実施するもので、受講者は、佐賀県在住の15歳～39歳の若者に限ります。佐賀県が実験室を行う方へ実施するもので、受講者は、佐賀県在住の15歳～39歳の若者に限ります。

⑪ 不登校児童生徒支援支援事業 (委託者: 佐賀市)

不登校児童生徒を対象とした佐賀市内外の公立中学校等で、中学校にて22日の勤務の申込書と提出書を提出し、助成金を実施します。また、完全不登校の状態でまことに就労する若者生徒に対しては、ICTを活用した通話での申込書と提出書に加え、S.S.F.の職員が訪問支援を実施し從業の状況等を確認する旨を記載する旨を定めています。

開通して利用可能な相談支援事業

除外希望

□ お問い合わせ
□ お問い合わせ
□ お問い合わせ
□ お問い合わせ

S.S.F.が受託運営あるいは
関与する14事業の委託者
及び事業説明が記載。

相談内容に関係のない
事業は自動的に除外も
しくは希望に応じて除
外できる仕組み

各事業において必要となる利用申込書及び個人情報取り扱いに関する同意書が本書にて一括で手続ができる！当事者の負担軽減だけでなく、個人の意思がしっかりと表明できるよう配慮！

現場から「縦割り」「形式主義」の突破を図った佐賀県における「一括同意方式」
実現の背景には、社会問題に真摯に向き合う行政・民間双方の強い思い！